

- 備考
- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
 - 2 この帳簿には、（１）立候補準備のために支出した費用（２）選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて（又は各々分冊して）記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
 - 3 この帳簿の各科目には、（１）人件費（２）家屋費（イ）選挙事務所費（ロ）集合会場費等（３）通信費（４）交通費（５）印刷費（６）広告費（７）文具費（８）食糧費（９）休泊費（１０）雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
 - 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
 - 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
 - 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
 - 7 支出の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
 - 8 選挙運動に係る公費負担対象支出（ビラ又はポスターの作成に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
 - 9 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。